

地域医療・福祉施策に関する提言・重点要望

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

(1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする深刻な医師・看護師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや地域の実情に応じた柔軟な医師派遣体制の構築等を着実に推進するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

(2) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、廃止を余儀なくされている病院に対し、適切な措置を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期の医療体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

2. 少子化対策について

(1) 子ども手当について

① 平成23年度以降の子ども手当は、システム開発経費等の事務費や人件費を含め、全額国庫負担とし、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。

また、保育料、給食費等の未納問題に対応するため、必要に応じて子ども手当額を未納の保育料等に充当できるよう法律に明記すること。

② 子ども手当の在り方については、安心して子どもを産み育てることのできる環境整備に向け、都市自治体は地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることから、現金による直接給付と保育サービスをはじめとする子育て関係経費とのバランスにも十分配慮すること。

③ 子ども手当の本格的な制度設計に当たっては、地域主権の理念に基づき、都市自治体の意見を十分尊重して、総合的な子育て支援策に関し国

と地方の役割分担を明確にした制度の構築を図ること。

また、国民の理解が十分得られるよう、国はその責任において、積極的な広報活動を行うこと。

- (2) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
- (4) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、平成 23 年度以降も継続するとともに、更なる財政措置等を講じること。

3. 障害者施策の充実について

- (1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、サービス利用者の公平性の確保に配慮しつつ、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。

- (2) 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けたうえで、関係者や都市自治体の意見も尊重し、国民が理解しやすい安定した制度とすること。

また、障害者が必要なサービスを受けられるよう利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係る経費について十分な財政措置を講じること。

- (3) 障害者(児)の多様なニーズに適応した福祉施設の整備や運営について、更なる財政措置の充実を図ること。

4. 生活保護制度について

- (1) 生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。

- (2) 生活保護制度について、社会経済構造の変化に適応した抜本的な制度改革に取り組むこと。